

平成28年6月24日

株 主 各 位

東京都港区西新橋三丁目12番10号

株式会社 エクセル

代表取締役社長 大 滝 伸 明

第56期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催いたしました当社第56期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申しあげます。

併せて第56期報告書を同封いたしましたので、ご高覧くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

本件は、上記1. および2. の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当金は、1株につき17円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第1条～第3条 (条文省略) (機 関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略) (員 数)	第5条～第17条 (条文省略) (員 数)
第18条 当社の取締役は、 <u>15名以内</u> とする。 (新設)	第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、 <u>6名以内</u> とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名のほか必要に応じて取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名のほか必要に応じて取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第25条（条文省略） （報酬等）</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「<u>報酬等</u>」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第28条（条文省略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>② 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第26条（現行どおり） （報酬等）</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条～第29条（現行どおり） <u>第5章 監査等委員会</u> （常勤の監査等委員）</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>（監査等委員会の招集通知）</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査等委員に対し発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> (員 数)</p> <p><u>第29条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第30条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② <u>前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第38条～第39条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第41条～第44条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり) 附則 <u>平成28年6月開催の第56期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
本件は、原案どおり取締役(監査等委員である取締役を除く。)に大滝伸明、小川志郎、谷村偉作、川端 一の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
本件は、原案どおり監査等委員である取締役に吉澤雅之、都甲和幸、大宮竹彦、高須英世の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
本件は、原案どおり取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額300百万円以内に改定することが承認可決されました。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

本件は、原案どおり監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内に改定することが承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後開催されました取締役会において、次のとおり代表取締役が選定され、就任いたしました。

代表取締役社長 大 滝 伸 明

配当金のお支払いについて

第56期期末配当金は、同封の「配当金領収証」にて、払渡期間（平成28年6月27日から平成28年7月29日まで）内にお受け取りください。なお、「配当金計算書」を同封いたしておりますので、ご確認ください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

以 上